

令和 8 年度長野県公共事業評価について

1 公共事業評価の目的

県が実施する国庫補助事業（交付金を含む）及び県単独事業（以下「公共事業」という。）について、事業着手前から完了後までの各段階において、公共事業評価を実施し、評価結果等を公表することにより、公共事業の一層の効率化、重点化を図るとともに、その実施過程の透明性を向上させることを目的とする。

2 公共事業評価の種類

●新規評価

新たに事業に着手しようとする箇所について、事業実施の妥当性及び着手の優先度の視点から評価を行い、事業採択の判断に活用するもの。

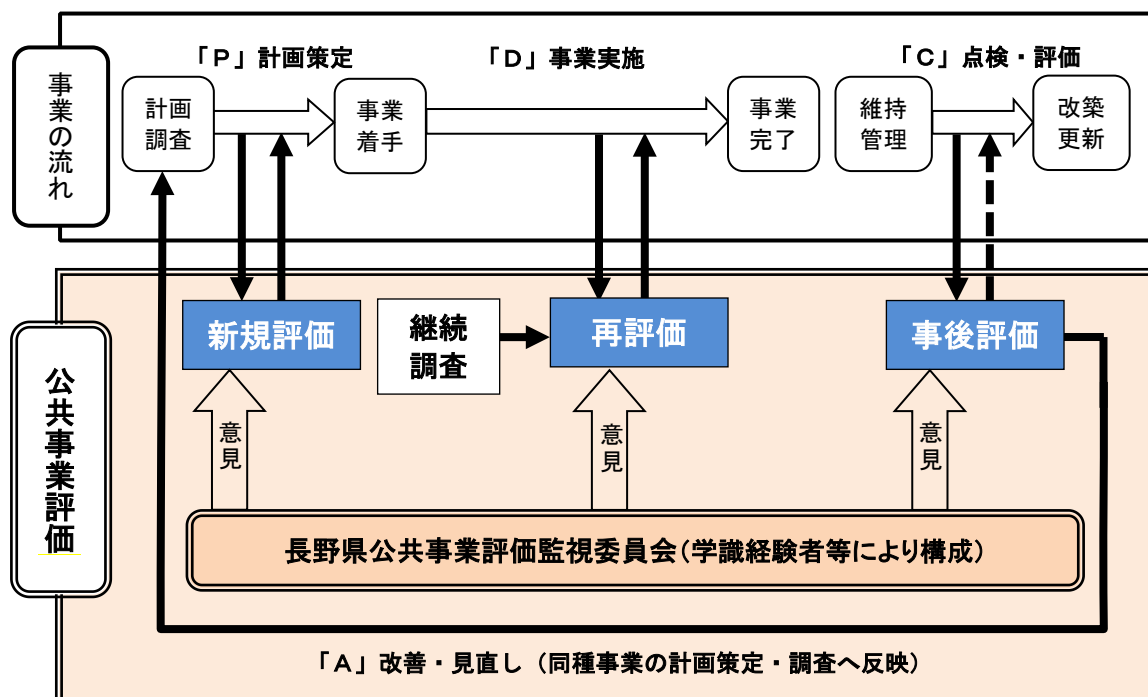
●再 評 価

事業採択後一定の期間を経過した後も未着工の箇所、事業採択後長期間が経過している箇所、事業費が著しく増加する箇所等について、事業の進捗状況、社会経済情勢等の変化等の視点から評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うもの。

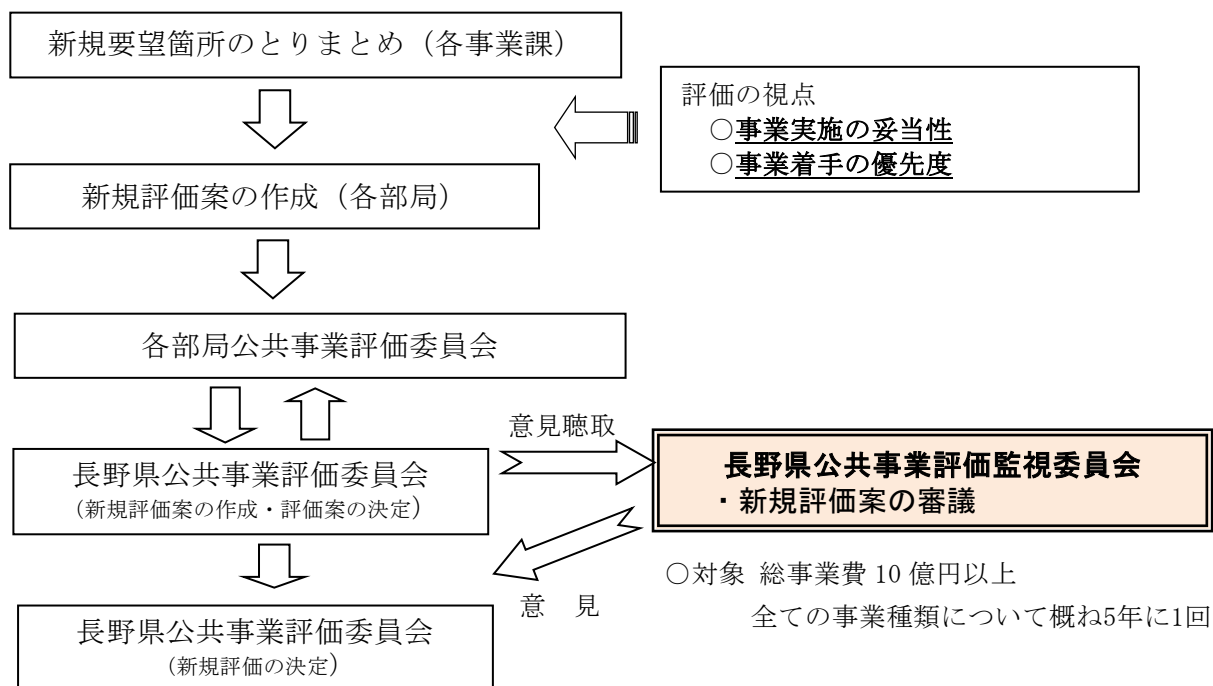
●事後評価

事業完了後一定の期間を経過した箇所について、事業効果の発現状況などの評価を行い、同種事業の計画・調査のあり方等に反映させるもの。

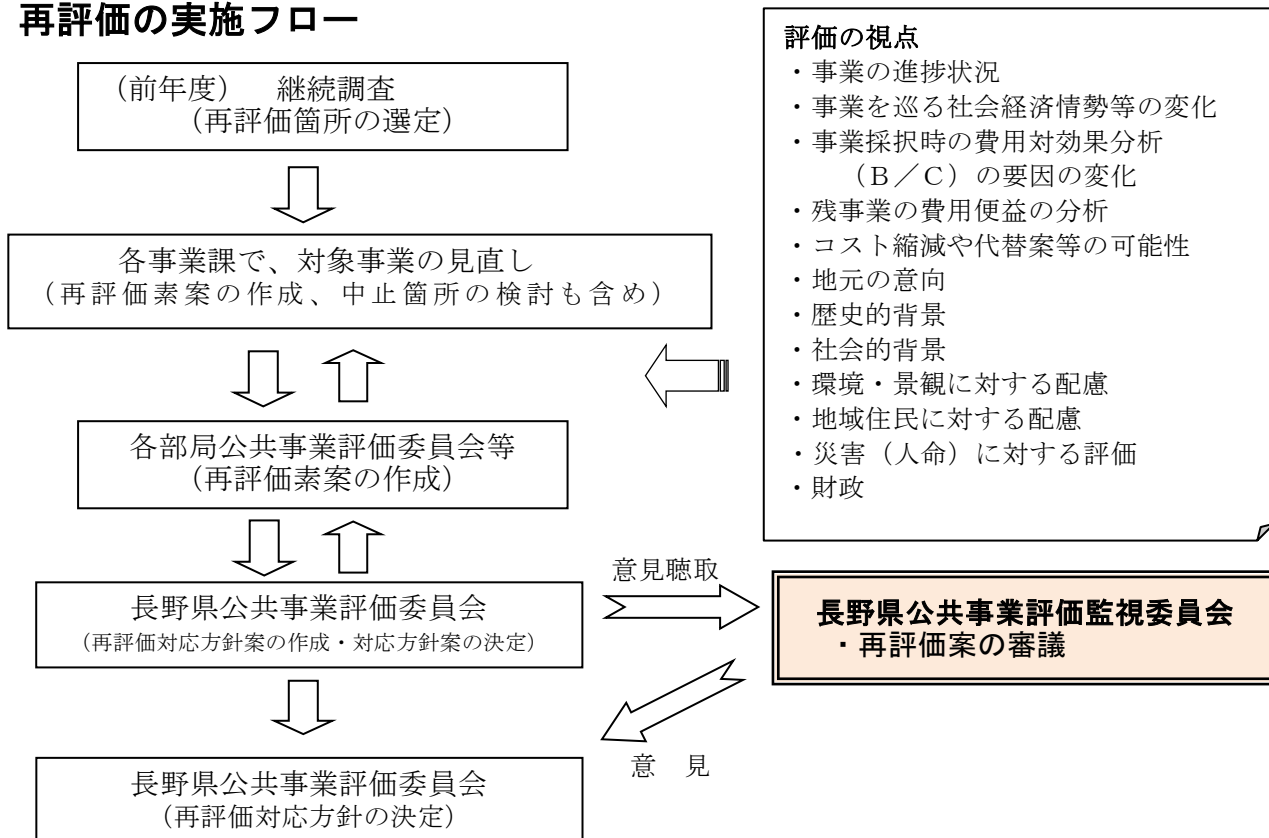
3 公共事業評価の概念図



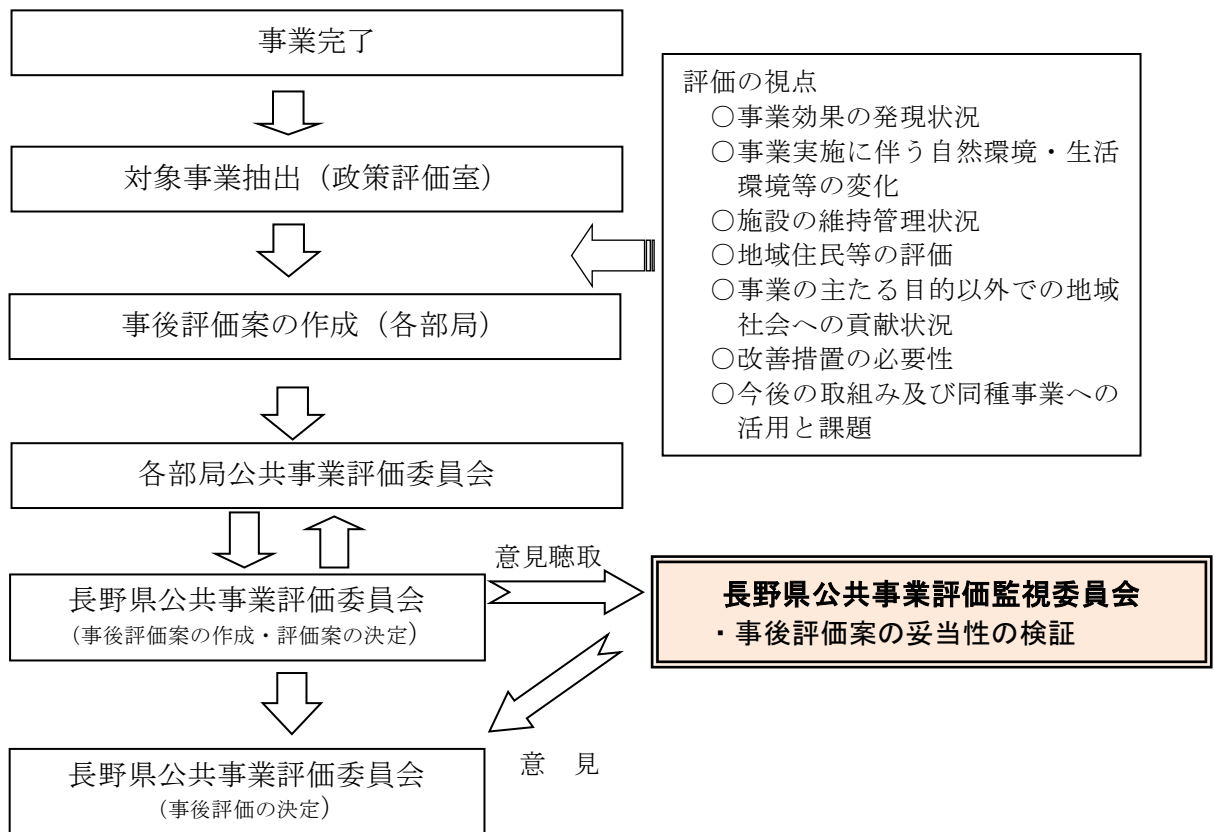
■ 新規評価の実施フロー



■ 再評価の実施フロー



■ 事後評価の実施フロー



実施スケジュール

■ 公共事業評価のスケジュール（案）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	備考
各部局公共事業評価委員会		↔								
長野県公共事業評価委員会			第1回 7/14				第2回			
長野県公共事業評価監視委員会			↔					○意見具申		
予算編成への活用							↔			

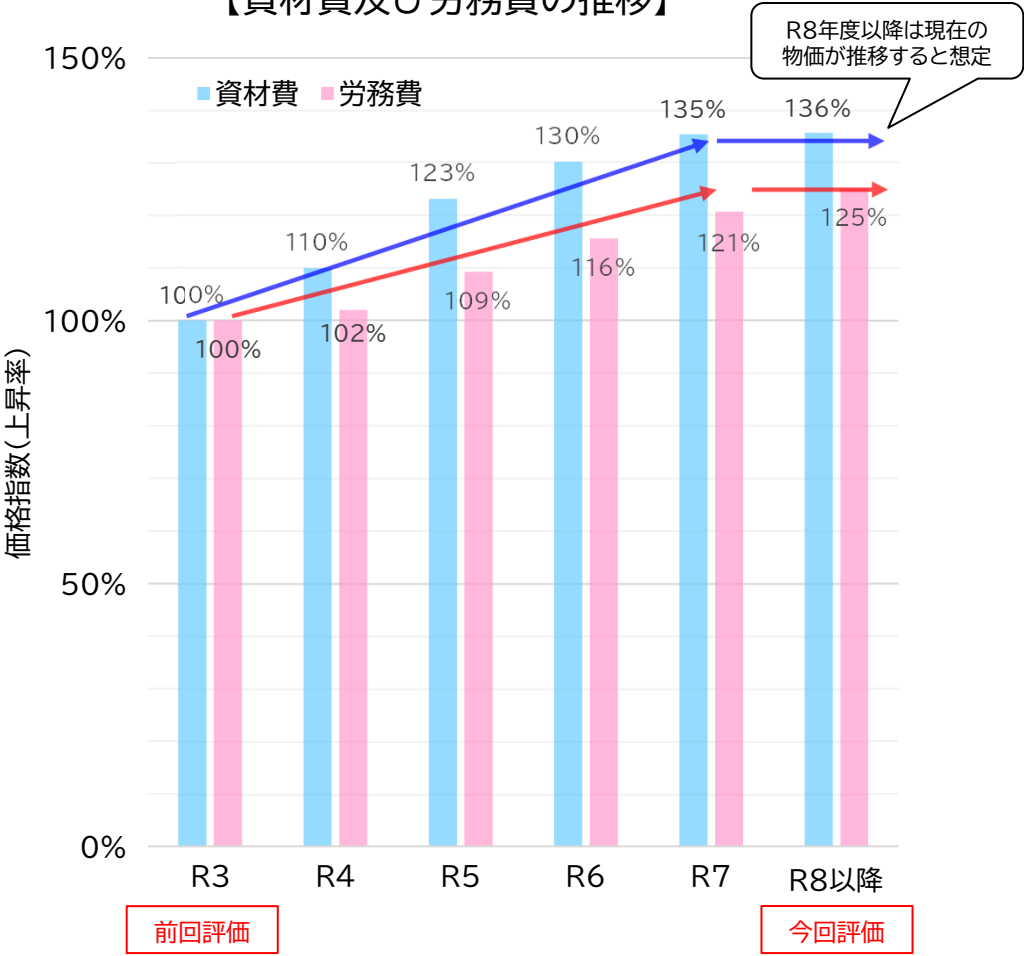
■ 長野県公共事業評価監視委員会 スケジュール

	開催日	開催内容
第1回	7月30日	・ 令和8年度公共事業（新規評価、再評価、事後評価）対象箇所の説明 ・ 詳細審議箇所の抽出
第2回	8月20日	・ 審議（2回）
第3回	9月中下旬	・ 新規評価、再評価、事後評価対象箇所に係る意見聴取
第4回	10月中下旬	・ 新規評価、再評価、事後評価に係る意見書のとりまとめ
意見具申	11月上旬	・ 意見書の提出

物価上昇に伴う資材費及び労務費の増額

■ 前回評価(令和3年度新規評価)後の残工事費 C=10,000百万円に対して、令和3年を基準(1.0)とした上昇率を各年度の資材費及び労務費に乘じ、物価高騰相当額を算定

【資材費及び労務費の推移】



【各年度の増額内訳】

年度	前回評価時点の 残工事費 (百万円)	上 昇 率 (%)	増 額 (百万円)	合 計 (百万円)	備 考
R4	資材: 0	110.0	0	0	測設のみ
	労務: 0	102.1	0		
R5	資材: 0	123.1	0	0	測設のみ
	労務: 0	109.3	0		
R6	資材: 163	130.1	49	63	工事着手
	労務: 89	115.6	14		
R7	資材: 202	135.3	71	94	
	労務: 113	120.7	23		
R8以降	資材: 6,061	135.6	2,158	3,001	
	労務: 3,372	125.0	843		
小 計	資材: 6,426	-	2,278	3,158	
	労務: 3,574	-	880		
合 計	10,000			3,158	

【出典】
資材費：一般財団法人 経済調査会ホームページ(建設資材価格指数)
※令和3年を基準とした長野地区における資材価格の上昇率を採用
労務費：長野県公共工事実施設計労務単価
※令和3年を基準とした主要12職種の長野県単価の平均上昇率を採用

≡ 32億円の増